

## 会議録

令和6年第4回更別村議会定例会

第1日（令和6年12月11日）

### ◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 承認第 1号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件
- 第 8 議案第52号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第53号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第54号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第55号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第56号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第57号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
- 第14 議案第58号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第15 議案第59号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第16 議案第60号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第17 議案第61号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第18 議案第62号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第19 発議第 2号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

### ◎出席議員（8名）

議長	8番	織田 忠司	副議長	7番	高木 修一
	1番	太田 綱基		2番	安村 敏博

3番 齋藤 憲  
5番 小谷 文子

4番 尾立 要子  
6番 荻原 正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長	西山 猛	副 村 長	大野 仁
教 育 長	宝輪 祐子	代表監査委員	笠原 幸宏
総務課長	末田 晃啓	総務課参事	小寺 誠
企画政策課長	本内 秀明	企画政策課参事	今野 雅裕
産業課長	高橋 祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥
建設水道課長	石川 亮	保健福祉課長	新関 保
子育て応援 課 長	酒井 智寛	診療所事務長	岡田 昌展
教育委員会 教育次長	伊東 秀行	学校給食 センター所長	小林 浩二
農業委員会 事務局 長	川上 祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長	佐藤 敬貴	書 記	山角 竹志
書 記	尾花 圭市		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和6年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走に入り、何かとご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本村の基幹産業であります農業であります。本年も雪解けが早く、春耕期から順調に農作業も推移しました。7月には干ばつも危惧されましたが、その後は比較的安定した気候に恵まれ、作物の生育も堅調となりました。一方で、農作業が軒並み早く前倒しになったほか、除草や防除、収穫などの作業が幾重にも重なり、生産者の皆様には大変なご苦勞をされたと同っております。総じて本年は大きな災害もなく、例年を上回る出来秋を迎え、粗生産額も過去最高に迫る勢いであるとの報告を受けております。改めまして生産者の皆様の高い営農技術とご努力に経緯を表すものであります。

しかしながら、長期にわたる、ロシアのウクライナ侵攻や円高、物価高による飼料、肥料、燃油や農業資材の高騰により、生産者の皆様をはじめ農業経営全般に暗い影を落としております。とりわけ、酪農、畜産におきましては依然として厳しい状況が続いており、生乳価格につきましては若干の改善が見られるものの、消費の落ち込みや輸入乳製品への依存、特に素牛や和牛など肉牛の個体価格の驚異的な下落により、安定経営基盤そのものを揺るがす憂慮すべき事態となっております。11月には、道内の40近い首長と共に上京し、農水省への中央要請を行ってまいりましたが、引き続き、事態打開のため道や国にしっかりとした施策や支援の実施を求め、JAさらべつ、あるいは、関係機関の皆さんと共に強力に働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、商工業や村民の生活全般におきましては、長引く燃料や電気、食料品、生活用品など、多岐にわたる値上げや物価高により、商工の経済活動や住民生活全般に悪影響を与えております。生活の苦しさも実感される事態ともなっております。今年に入り、長年営んできた歴史ある店舗や生産拠点相次いで事業を終了されたことは誠に残念でなりません。担い手や後継者の育成など商工会の皆さんと連携をしっかりと密にし、村の商工振興に真剣に取り組んでまいらなければならないと考えているところであります。

さて、宅地造成を進めてまいりました花園プラムタウンは、第1期分譲を間もなく開始する予定であります。師走を迎え何かと慌ただしい時期ですが、村政執行に引き続き議員各位の皆様のご理解とご指導を重ねてお願い申し上げる次第であります。

本定例会におきましては、承認案件1件、条例改正案件5件、一般会計補正予算、各会

計補正予算の件6件、合わせて12件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。  
どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月4日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月17日までの7日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より17日までの7日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定いたしました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

小谷総務厚生常任委員長。

○小谷総務厚生常任委員長 それでは、総務厚生・産業文教常任委員会所管事務合同調査並びに総務厚生常任委員会所管事務調査につきまして、私から一括してご報告いたします。

総務厚生・産業文教常任委員会所管事務合同調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

一部要約させていただきます。1、調査日時、令和6年10月15日火曜日から16日水曜日、2日間。

2、調査場所、上川管内上富良野町、東川町。

3、調査事項、移住定住施策の今後の方向性について。

4、経過、両委員会委員7名の出席により、調査事項について両町の協力により説明を受けるとともに、施設等の見学を行った。

5、調査の結果、15日、上富良野町。農業生産額は100億円弱で、観光客入り込み数はピーク時100万人を超えてあったが、コロナ禍を経て現在は50から60万人。自衛隊駐屯地は道内5番目の規模で、農業と観光、自衛隊が町を支える3本柱である。

(1)、奨学金返還支援制度について。中小企業の人材確保のため、令和3年度に創設した。令和5年度の実績は4名、40万3,000円。財源は特別交付税で35歳未満の方を対象に、支援額は月額上限2万円、最大72万円（最長3年間）である。

「公務員不可」のため役場職員は対象外だが、「公務員可」とすると、自衛隊駐屯地まで対象となり、検討が必要である。

農業後継者も対象となるが、町の「担い手サポート奨励補助」が月2万円で、重複しないこととしている。なお、選択は可能である。

(2)、移住定住施策について。新規就農を目指す地域おこし協力隊として、令和5年度3名、令和6年度に2名を採用。土地の取得は、おおむね周辺農家の見込みであるが、条件不利地になる可能性がある。国の支援策だけでは厳しく、協力隊としての研修はしやすい反面、実際の3年後の就農が不透明なところもあり、地域になじみやつながりを持つことで土地の取得や第三者継承も考えることができる。

雇用の創出として働く場づくりでは新規開業・起業に支援し、令和5年度は10件に助成したが、現状、企業誘致もなかなか難しい。

冬場のスキー場利用者や海外からの移住者などは多くなく、宿泊のキャパシティが課題である（ベッド数が少ないため、富良野、美瑛への宿泊が多い）。

空き家の状況については、アパート需要が多く、毎年新築されており、そのため古いアパートの空き室が増えて、今後、心配される。

16日、東川町。住み心地ランキングが道内で3年連続第1位となり、このたび全国でも第1位になった。全国でも珍しい上水道のない地下水の町であり、写真の町としても知られ、今年は開拓130年と写真の町宣言から40周年となっている。家具の町としても旭川家具の3割を東川町で生産している。人口は約8,600人、近年は年50人ほどの増加で推移し、出生率は1.33である。

（1）、移住定住施策について。土地開発公社の宅地分譲価格は1区画100から130坪で、坪単価は5万円前後。土地購入時の町助成は行っていない。

外国人登録（人口）について、町内の外国人は500人（うち300人が留学生、100人が外国語指導助手や国際交流員及びその関係者等）で、約400人が町の事業などの関係者という状況。残り100人が移住者となるが、就労先を用意しているわけではない。

日本語学校については、もともと「町に住んで欲しい」という狙いで始めておらず、韓国人の元留学生による「学びたい」に応えるため研修事業として始めた経緯。留学生の受入れは、経済の循環とともに、町に若者がいることで活気が戻ったことや、子どもたちとの交流にも効果があると感じている。

留学生の卒業後の展開として「介護福祉科」を用意。道内40町村で協議会を設置、学費は派遣先の町村が負担し、卒業後は5年間派遣先で勤務することを条件とした。生徒は年間30人程度在籍とのこと。

起業家支援事業については、年間20件ほどで多くなっており、上限100万円で対象の3分の1としている。

チャレンジ補助金もあり、住民主体のイベントに助成している。

写真文化について、当初、発案した企画会社の倒産もあり、その後、町とボランティアでやり始めたところ成功し40年続いている。そこから「写真甲子園」が生まれ、現在の主体はキャノンだが、町の考えに共感し、協賛してくださっている。町も「写真の町課」を設置し、イベントではプロ・アマチュア問わず全国から来町し交流している。

東京代官山での移住フェアで、移住者（嚮田さん、カフェ店経営）が実際、移住してみてもうどうだったか、というリアルさを知ってもらうことがよいのではとの発想で嚮田さんにトークをお願いした。

（2）、人口減少対策の先駆けについて。今から30年ほど前、人口7,000人を割り込んだが、小規模校などの周辺にアパート建設の補助や宅地造成を進めたことから、学校・集落の維持に好転した。

○両委員会所管事務合同調査から学ぶ移住定住についての方策。このたびの調査に至った経緯は、本村が令和7年度より奨学金返還支援制度創設を予定としていることから、先

進地の上富良野町に赴き広く知識を吸収し、本村での移住定住施策に対する理解につなげること。また、道内・国内でも住み心地ランキング第1位となった東川町の移住定住施策とは、どのような方策や理由があるのかを合同調査対象としたところである。

前述のとおり、全般的に移住定住施策の基本は、まず、そこに住んでいる住民が幸せでなければどんな施策を展開しても無意味であり、一つ一つの施策が理解され、つながり合い、広がりがあるこそ「住民のため」であり、移住定住につながっていくものではないか。

それには地域住民参画と合意形成、行政が担う役割を相互理解の上に取り組む体制づくりがこれからの時代には今以上に必要ではと両委員会として両町から学んだところである。また、両町ともに「特別なことはしていない・小さな事柄の積み重ねや、住民と行政の努力はあったかもしれない」との説明の中から、お金をかけるだけではなく、温かさや謙虚さ、つながりと寄り添うことの大切さからも「移住定住施策の方向性」とは長期にわたる期間を要することであると委員の間で共有できたことが大変有益であった。

最後に、単に施策の展開だけでは「移住定住」の成果にはつながらず、次の一手を模索しつつ、全国が人口減少の渦中であっても、落ち着いて住民の幸せをもととして様々な取組の一端をお聞かせいただいたことは両委員会一同感謝申し上げますとともに、更別村が掲げる「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」に向けて、移住定住施策が一助となるべく、合同調査から得られたことを更別村らしい独自施策に反映されるよう望むところである。

以上、報告とする。

続きまして、総務厚生常任委員会所管事務調査にまいります。

総務厚生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和6年11月5日火曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室、福祉の里温泉。

3、調査事項、福祉の里温泉の利活用における課題と今後の方向性について。

4、経過、委員5名により、調査事項について保健福祉課長、福祉係長、福祉係主任の出席を求め、説明を受けた後、現地調査を実施した。

5、調査の結果、(1)、現状について。本村では平成2年度に国の高齢者保健福祉推進10か年戦略及び北海道21世紀高齢ビジョンに併せて「福祉の里構想」を策定、構想の中核施設として更別村老人保健福祉センター（福祉の里温泉）を建設し、平成6年4月に供用開始となった。

公衆浴場の許可は平成5年12月に、温泉の利用許可については平成6年4月（露天風呂は平成9年7月）に許可された。温泉の成分は、泉温は17.9度、泉質はナトリウム―塩化物冷鉱泉（分析書より）となっている。主浴槽は、大浴槽、パイブラ、寝湯、サウナ、露

天風呂があり、入浴料は大人450円、利用証交付の方（村内在住の65歳以上の方など）は100円としている。

同温泉の利用状況の推移に関して直近5年間（令和元年から5年度）の平均では、利用者数2万9,920人、経常経費、1人当たり1,701円であり、特に、令和元年度と令和5年度との利用者数比較では6,668人の減、1日当たりの利用者数も22.1人の減少である。

施設維持管理経費のうち、修繕費について、直近5年間の平均は約260万円となっている。また、ボイラーの更新は「温泉設備等改修工事」として約10年ごとに実施している。

参考として、更別村公共施設等総合管理計画（平成29年度から令和38年度）における公共施設等全体の今後の見通しについて、40年間の更新費用総額は805.8億円、年当たり20.1億円であること、「人口減少を見据えた整備更新」等を基本的な考え方とすることなどの説明を受けた。

（2）、課題と今後の方向性について。前述のとおり、細部にわたる説明と現地調査から、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づいた同温泉の複合的な利用状況について、委員会としても、より一層、認識を深めた現実的な意義ある調査となった。

課題としては、福祉の里温泉が30年経過していることで、利用者数減少や維持管理費、修繕費の増加とともに、老朽化により突発的に故障する頻度の増加と多額の改修費も想定される。

利用者の状況として、村民にとっては、公衆浴場として、定着した施設であり、村外者には温泉施設として利用されている状況。

今後の方向性としては、多額の改修費が想定される温泉施設を温泉として維持する必要性の早期検討、温泉の維持が困難であれば、公衆浴場としての継続とするのか、さらには、継続する場合、維持管理費を想定した現有施設の存続の是非、一方で「温泉」がある魅力ある村としての付加価値の検討も必要である。

他方で、防災面から考えるときに、大規模災害時には住民の共同浴場としての役割も重要との意見も付け加える。

「老人福祉」という当初の本村の取組自体は、委員一同、十分理解できるものの、時代の変遷も踏まえた上で、将来の財政規模に見合った施設の選択という難題を避けて通れない、総合的に勘案する時期に来ているのではないかと考えるところである。

よって、村民目線を大切にしながら、議論の場を持つことの必要性とともに、本村にとっても村民にとっても先送りのできない問題として福祉の里温泉の在り方を早急に論議・検討を望むものである。

以上、報告とする。

○議 長 次に、尾立産業文教常任委員長。

○尾立産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告書をご報告させていただきます。

本委員会は、所管事項について調査をいたしましたので、会議規則第77条の規定により、



調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和6年10月29日火曜日午前9時30分。

2、調査場所、更別村議会議員控室及び更別小学校、上更別小学校、更別中央中学校。

3、調査事項、義務教育施設（小中学校）におけるエアコンの設置状況及び未設置箇所の確認について。

4、経過、委員5名により、調査事項について教育次長の出席を求め、義務教育施設（小中学校）のエアコン設置状況及び未設置箇所について説明を受けた後、現地調査を実施いたしました。

5、調査の結果、近年の猛暑状況を受け、児童生徒の健康管理並びに学習意欲低下に影響を与えかねないことから、令和6年7月までにエアコンが設置された。だが、村執行予算において全室設置には至らず、児童生徒が長時間使用する普通教室等に優先的に設置されたことから、その実態等を把握すべく現地調査により、設置・未設置箇所について学校側それぞれの説明を求めつつ、確認した。

3校いずれも主要箇所（普通教室、職員室、校長室、保健室など）には適正容量のエアコンが設置され、おおむね気温28度を超える状態で利用されているとの説明を受け、確認をしたが、理科室、図工室、家庭科室、音楽室、図書室などが未設置であり、かつ、いずれも多くが西側に位置していることから、猛暑の中で授業が行われているとの説明があった。ただし、時間割の変更により工夫しているとの附帯説明も受けたが、限界もあるとのことであった。

特に3校での共通課題として挙げられたのが体育館の「冷風機」利用における暑熱対策の不備である。冷風機能力の弱さに加え、高湿度になり蒸し風呂状態になり、さらに、カビの発生が懸念されるとの説明であった。窓の開閉等の必要性については、窓開閉ができない状態であるとか児童生徒の危険防止からできないとの実態説明があり、北海道の学校施設における冷房設置率比較では、とりわけ体育館の設置状況（小学校5.1%、中学校5.0%）が著しく低いとはいえ、改善対策の必要性を強く認識した。温暖化による夏の気温については、30度を超える日が令和5年に23日、令和6年には10日（ただし25度を超える夏日が7月と8月で32日あった）と、7月の平均気温が高い。

各校では、体育館に関しては時間割の検討でやりくりする場合（更別小学校）や、32度を超えるときに窓を開け、冷風機は大型扇風機として利用したり（空気が還流すると2度ほど下がる）、あるいは、プールまたは教室での活動に切り替える（上更別小学校）、あるいは、冷風機を室温に応じて時々使っている（中学校）とのこと。

6、まとめ。更別村における義務教育施設（小中学校）での猛暑対策の一環としてエアコンが設置されたことは一定の評価ができるとともに、夏休み期間の見直しもされていることから、義務教育現場の改善は最低限はなされていると認めることができる。しかし、教育現場を担う先生方との間にはかなり認識の差が生じていることが見受けられる。快適な教育環境の確立と予算措置等の確保が必ずしも全面的にかみ合うことにはならず、試行

錯誤が続いているといわねばならない。

さらには、施設設備の改善課題に当たっては、さらなる少子化に伴う小学校と中学校の統合による義務教育学校化への検討、各学校の施設老朽化等へのトータルな見地から展望する必要性も無視できない。

こうした中で、児童生徒並びに教育現場の先生方の健康保持・教育向上がどうなっていくのか懸念されざるを得ないことから、早急に協議し、結論を導くことが急務である。ひとつの方向性としては、特別教室の幾つかに焦点を絞り、順次エアコンを設置することが考えられる。

また、とりわけ体育館は、避難所にも指定されていることから、検討が必要である。現状に鑑み、義務教育運営上、最良の改善が講じられることを切望する。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、一般行政報告につきまして私のほうから口頭にて補足説明をさせていただきます。

1番の寄付につきましては、令和6年11月22日、更別村、株式会社山内組様及び株式会社ティー・ワイ様より現金300万円の寄付を受けております。更別村寄付条例第2条第5号、人が育つまちづくりに対する指定寄付であります。今回は会社からのご寄付ということでありますが、先日お話を伺いますと、お母様の逝去に伴い、お世話になった村民の皆様への感謝とお礼ということで山内信男氏、山内俊男氏様としての寄付ということでお話を伺っております。ご寄付の趣旨に沿った運用をしっかりと行ってまいりたいと存じております。このたびは本当にご寄付をありがとうございました。

2の令和6年度建設工事の進捗状況(100万円以上)についてでありますけれども、別紙のとおりまとめております。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これ以て質疑を終わります。

◎日程第7 承認第1号

○議長 長 日程第7、承認第1号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 承認第1号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件であります。

令和6年度更別村一般会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。専決処分書の写しであります。

令和6年度更別村一般会計補正予算（第4号）につきましては、議会の議決すべき事案で特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したものであります。

理由といたしまして、衆議院解散に伴い衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を行う事務経費を追加補正する必要が生じました。議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、専決処分をしたものであります。

次の令和6年度更別村一般会計補正予算（第4号）にてご説明を申し上げたいと思います。そちらのほうをお開きいただきたいというふうに思います。

令和6年度更別村一般会計補正予算（第4号）であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,012万5,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

款2総務費、項4選挙費、目2衆議院議員選挙費で470万7,000円を追加し、補正後の額を同額としております。説明欄、衆議院議員選挙経費の節1報酬、委員、選挙管理委員会委員報酬で13万2,000円、投開票管理者・職務代理者報酬で14万4,000円、投開票・選挙立会人報酬で30万4,000円の追加であります。節3職員手当等、事務従事者手当で176万円の追加であります。節8旅費、費用弁償、選挙管理委員会委員費用弁償等で2万3,000円の追加であります。節10需用費、消耗品費で19万9,000円、印刷製本費で17万7,000円、食料費で14万7,000円の追加であります。次のページにまいります。めくっていただきたいと思いません。節11役務費、通信運搬費、郵便料で49万2,000円、手数料、投票用紙計数機点検調整料で28万3,000円の追加であります。節12委託料、その他業務委託料、選挙ポスター掲示場作成委託料で102万9,000円の追加であります。節13使用料及び賃借料、使用料、複写機使用料で1万7,000円の追加であります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいというふうに思います。款15道支出金、項3委託金、目1総務費委託金で300万円を追加し、補正後の額を932万7,000円とするものであります。全額、衆議院議員選挙委託金の追加であります。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で170万7,000円を追加し、補正後の額を5,712万7,000円とするものであります。

以上、ご報告申し上げ、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第8 議案第52号

○議 長 日程第8、議案第52号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第52号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、印鑑登録者本人が印鑑登録証明の交付を申請する場合の利便性向上を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、印鑑登録者本人が印鑑登録証明の交付を申請する場合に、個人番号カードの掲示により、印鑑登録証明書の交付ができるよう規定を追加するものであります。

（2）として、多機能端末機における印鑑登録証明書の交付を可能とする規定を追加するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。次のページは本文であります。見出し、印鑑登録証明の申請、第12条にあります下線部につきましてですけれども、改正後は、同じく下線部、ただし書として、「ただし、印鑑登録者が自ら申請をする場合であって、村長が規則で定める方法により、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。」の文言を付け加えるものであります。

続きまして、第13条の2といたしまして、下線部、「印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものに限る。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。」の下線部の文言を加筆するものであります。

次のページにまいります。なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第13条の2の改正規定は、令和6年3月29日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第52号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第53号

○議 長 日程第9、議案第53号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第53号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村手数料条例（平成12年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行に伴い、関連する条文に係る別表の改正を行うため、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、別表（第2条関係）中、戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の種類及び金額を定めるものであります。

次のページをお開きいただきたいというふうに思います。条例本文であります。現行の別表の第2条関係の部分でありますけれども、改正後につきましては2項として下線部の部分を付け加えます。「戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若

しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)」を追加するものであります。右側の単位として戸籍電子証明書提供用識別符号1件につきまして、金額は400円と定めるものであります。

次のページにまいります。続きまして、4項として下線部をこれまた付け加えるものであります。「戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）」を加筆するものであります。続きまして、除籍電子証明書提供用識別符号1件につきましては、金額を700円と定めるものであります。

なお、現行3項から28項につきましては2項繰り下げ、5項から30項に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年1月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第54号

○議 長 日程第10、議案第54号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改

正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第54号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村乳幼児医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、福祉医療費助成の受給資格者が保険医療機関等を受診する際に、原則としてマイナ保険証、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードのことをいいます、により被保険者資格の確認を受けるように改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。現行の見出し、受給者証の提示、第6条、下線部にあります部分を改正後は第6条1項として、下線部、「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」の文言を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第54号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号



○議 長 日程第11、議案第55号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第55号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村子ども医療費の助成に関する条例（平成17年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、福祉医療費助成の受給資格者が保険医療機関等を受診する際に、原則としてマイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）により被保険者資格の確認を受けるように改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の見出し、受給者証の提示、第6条、下線部を改正後は、同じく下線部、「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」の下線部の部分を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第55号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第56号

○議 長 日程第12、議案第56号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、福祉医療費助成の受給資格者が保険医療機関等を受診する際に、原則としてマイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）により被保険者資格の確認を受けるよう改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行、受給者証の提示、第7条の下線部を改正後は、同じく下線部、「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示するものとする。」の文言を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第57号

○議 長 日程第13、議案第57号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,679万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,691万6,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、令和6年度更別村一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,679万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,691万6,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。初めに、歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、3万7,000円を追加し、補正後の額を9億6,974万2,000円とするものでございます。説明欄（1）、寄附金管理事業は、利子分の増です。

目4地方振興費は、79万円を追加し、補正後の額を6億2,557万7,000円とするものでございます。説明欄（1）、生活交通路線維持対策事業は、十勝バス広尾線沿線6市町村の路線維持補助金のうち更別分の負担分、（2）、ふるさと創生事業基金積立金は、基金廃止に伴い、利子分を事業に充当、（3）、宅地分譲事業経費、（4）、宅地分譲整備事業は、いずれも事業実績に伴う執行残、13ページをお開き願います。（5）、地域振興財産維持管理経費は、電気料金値上げによる市街地誘導看板の光熱水費の増、（6）、地域創造複合施設整備事業は、事業実績に伴う執行残でございます。

目7車両管理費は、75万7,000円を減額し、補正後の額を7,623万7,000円とするものでございます。説明欄（1）、公用車両購入事業、（2）、バス運行維持管理経費は、いずれも事

業実績に伴う執行残です。

目9住民活動費は、26万4,000円を減額し、補正後の額を2,868万1,000円とするものがございます。説明欄(1)、行政区会館改修事業は、事業実績に伴う執行残です。

目10財政調整基金費は、15万円を追加し、補正後の額を1億3,013万7,000円とするものがございます。説明欄(1)、財政調整基金積立金は、利子分の増です。

14ページを御覧願います。目11公共施設等整備基金費は、33万3,000円を追加し、補正後の額を122万8,000円とするものがございます。説明欄(1)、公共施設等整備基金積立金は、利子分の増です。

目12減債基金費は、2万8,000円を追加し、補正後の額を84万6,000円とするものがございます。説明欄(1)、減債基金積立金は、利子分の増です。

項2徴税费、目2賦課徴収費は、53万8,000円を追加し、補正後の額を483万4,000円とするものがございます。説明欄(1)、賦課徴収事務経費は、督促状帳票不足による印刷製本費の追加及び相続財産清算人選任申立てに係る経費の追加でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、54万3,000円を減額し、補正後の額を2億4,498万5,000円とするものがございます。説明欄(1)、福祉基金積立金は利子分の増、15ページをお開き願います。(2)、重度心身障害年金は支給実績に伴う減、(3)、重度心身障害者医療給付事業経費は医療費給付見込額の増、(4)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は額の確定に伴う減、(5)、障害者総合支援事業はサービス利用者の増でございます。

目2福祉の里総合センター費は、20万6,000円を追加し、補正後の額を7,561万4,000円とするものがございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、事業実績に伴う執行残及び公衆無線LANの機器更新、16ページを御覧願います。(2)、給食業務経費は、診療所の入院患者の食数の増加によるものです。

目4後期高齢者医療費は、236万6,000円を減額し、補正後の額を5,456万1,000円とするものがございます。説明欄(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費、(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、それぞれ額の確定によるものです。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、2,822万6,000円を追加し、補正後の額を2億4,163万9,000円とするものがございます。説明欄(1)、児童福祉事業経費、(2)、子育て応援施策推進事業経費は、認定こども園どんぐり保育園の入所者の増などによるものです。

17ページをお開き願います。目2児童措置費は、112万5,000円を追加し、補正後の額を4,646万2,000円とするものがございます。説明欄(1)、児童手当給付費等経費は、児童手当拡充に伴う増でございます。

項3老人福祉費、目1老人福祉総務費は、97万3,000円を減額し、補正後の額を311万円とするものがございます。説明欄(1)、高齢者スポーツ大会経費、(2)、敬老事業経費は、いずれも事業実績に伴う執行残です。

18ページを御覧願います。目2老人保健福祉センター費は、65万6,000円を追加し、補正

後の額を8,590万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費、(2)、老人保健福祉センター改修事業、(3)、シルバーハウジング団らん室維持管理経費は、いずれも光熱水費の不足が見込まれるための増及び事業実績に伴う執行残でございます。

19ページをお開き願います。目3老人福祉推進費は、149万7,000円を追加し、補正後の額を7,985万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金 介護給付は、介護給付費の増による繰出金の増、(2)、介護保険事業特別会計繰出金 財源補てんは、主治医意見書取扱手数料増額による拠出金の増によるものです。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、106万5,000円を追加し、補正後の額を2,863万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、リサイクルセンター維持管理経費は、木くず、花がら等の運搬処分量の増によるものです。

目4診療所費は、39万5,000円を追加し、補正後の額を1億4,307万円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、歳入歳出の均衡を図るものです。

20ページを御覧願います。項3上水道費、目1簡易水道費は、39万4,000円を減額し、補正後の額を2,382万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、公債費の確定に伴う基準繰り出し分の減によるものです。

項4下水道費、目1下水道費は、31万4,000円を減額し、補正後の額を1億2,978万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は、公債費の確定に伴う基準繰出分の減です。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費は、7,820万6,000円を追加し、補正後の額を4億5,251万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興補助金等は、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の新規採択、コントラクター支援事業の事業実績の確定によるものです。

目3農地費は、5万5,000円を減額し、補正後の額を1億1,385万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、排水施設維持管理費は、事業実績に伴う執行残です。

21ページをお開き願います。目4畜産業費は、341万6,000円を減額し、補正後の額を2,242万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、村営牧場維持管理経費は、事業実績に伴う執行残です。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、259万2,000円を追加し、補正後の額を741万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、土木管理事務経費は、労務単価の増などによるものです。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、11万2,000円を減額し、補正後の額を9,792万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路維持補修経費は、事業実績に伴う執行残です。

目2道路維持改良費は、財源振替です。

目3道路新設改良費は、2,368万9,000円を減額し、補正後の額を3億2,483万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、道路改良舗装事業単独は、事業実績に伴う執行残です。

目4橋りょう維持改良費は、494万1,000円を減額し、1億708万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、橋りょう整備事業は、事業実績に伴う執行残です。

23ページをお開き願います。項3住宅費、目1住宅管理費は、34万1,000円を減額し、補正後の額を1,722万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、村営住宅等改修事業単独は、事業実績に伴う執行残です。

目2民間住宅整備費は、33万円を追加し、補正後の額を1,783万円とするものでございます。説明欄(1)、住宅改修支援事業は、住宅改修の申請件数の増によるものです。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、120万5,000円を減額し、補正後の額を1億5,491万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、小学校運営経費、(2)、学校施設維持管理経費 小学校は、いずれも事業実績に伴う執行残です。

24ページを御覧願います。項3中学校費、目1学校管理費は、95万円を減額し、補正後の額を4,699万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費、(2)、学校施設維持管理経費 中学校は、いずれも事業実績に伴う執行残です。

項5社会教育費、目1社会教育総務費及び項6保健体育費、目2体育施設費は、いずれも財源振替です。

款12公債費、項1公債費、目1元金は、35万4,000円を減額し、補正後の額を5億8,584万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、長期債約定償還元金 約定償還元金は、事業確定に伴う元金の確定です。

25ページをお開き願います。目2利子は、114万8,000円を追加し、補正後の額を688万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、長期債償還利子、(2)、一時借入金利子は、いずれも当初予算時より利率の上昇によるものです。

款13諸支出金、項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、14万3,000円を追加し、補正後の額を630万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、過年度過誤納還付金は、令和2年度及び令和3年度の障害者自立支援給付費国庫負担金の還付によるものです。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページをお開き願います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、378万4,000円を追加し、補正後の額を22億378万4,000円とするものでございます。普通交付税の追加でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、14万円を減額し、補正後の額を3,777万円とするものでございます。札内川地区かんがい施設維持管理分担金の確定によるものです。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、18万6,000円を追加し、補正後

の額を1,591万8,000円とするものでございます。定住化促進住宅への入居及び地域創造複合施設用地の使用料です。

目2民生使用料は、38万5,000円を追加し、補正後の額を1,548万1,000円とするものでございます。診療所の診療報酬改定及び入院患者の食数の増によるものです。

8ページをお開き願います。目4農林水産使用料は、69万5,000円を減額し、補正後の額を577万7,000円とするものでございます。今年度の村営牧場利用実績でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、347万3,000円を追加し、補正後の額を9,269万5,000円とするものでございます。児童手当制度変更に伴う国庫負担金の増、保険基盤安定負担金の確定、高額障害福祉サービス利用者の増によるものです。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、1,273万4,000円を追加し、補正後の額を1億127万3,000円とするものでございます。保育士の処遇改善、認定こども園どんぐり保育園の入所児童増などによるものです。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、294万3,000円を減額し、補正後の額を5,131万3,000円とするものでございます。児童手当制度変更に伴う道負担金の減、9ページを御覧願います。高額障害福祉サービス利用者の増、保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の確定によるものです。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、267万円を追加し、補正後の額を4,057万7,000円とするものでございます。地域づくり総合交付金を活用した事業実績の確定によるものです。

目2民生費道補助金は、641万7,000円を追加し、補正後の額を5,608万9,000円とするものでございます。医療費見積額の増、公定価格の増、認定こども園どんぐり保育園の入所者増などによるものです。

目4農林水産業費道補助金は、7,883万円を追加し、補正後の額を3億8,664万9,000円とするものでございます。持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の新規採択によるものです。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、62万6,000円を追加し、補正後の額を386万3,000円とするものでございます。積立金等の預金利子です。

10ページをお開き願います。款18繰入金、項1基金繰入金、目7福祉基金繰入金は、7万4,000円を追加し、補正後の額を12万9,000円とするものでございます。利息の増でございます。

目9公共施設等整備基金繰入金は、100万円を減額し、補正後の額を7,500万円とするものでございます。事業実績に伴う執行残の基金繰入れでございます。

款20諸収入、項5雑入、目5雑入は、9万円を追加し、補正後の額を5,212万3,000円とするものでございます。村長の要望活動に対する十勝圏活性化推進期成会からの旅費でございます。

11ページを御覧願います。款21村債、項1村債、目3辺地対策事業債は、2,770万円を減額し、補正後の額を3億9,250万円とするものでございます。辺地対策事業債を活用した事

業実績の確定でございます。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、第2表、地方債補正についてご説明いたします。4ページをお開き願います。地方債補正につきましては、記載されているとおりでございます。辺地対策事業債は、起債対象事業の事業確定に伴い限度額を変更しております。辺地対策事業債の補正後の限度額を3億9,250万円とし、補正後の限度額合計は6億7,025万9,000円としております。

令和6年度更別村一般会計補正予算（第5号）の補足説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 7ページの款13項1目1総務使用料の関係の説明、定住化促進住宅使用料の関係でちょっとお聞きしたいと思います。

今回、こういう形で増額補正されたのですけれども、今年度、利用者の利用実績がどのくらいあったのか、期間等、その辺、もうちょっと詳しく補足説明いただければなと思います。あわせて、この定住化促進住宅、何年も振り返るとコロナの関係もあるものですから、ここ数年の利用状況について併せて補足説明願いたいと思います。よろしく願います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 定住化促進住宅の利用状況ということでございますが、今年度につきましては、今年度、6年度の4月から1名、また、5月の28日から1名ということで、現在、新栄1、新栄2の2軒とも入居している状況になってございます。ここ数年の状況ということになりますと、令和3年度からの実績でいきますと、令和3年度につきましては新栄1、新栄2とも、年度の途中からそれぞれ入居がございまして、1名の方は令和4年度で退居してございます。もう1名の方は令和5年度まで継続して入居してございました。直近でいきますと令和5年の9月から今年の3月までが両方とも空き状況でございましたが、先ほどお話ししましたとおり、今年の4月、5月からそれぞれ2軒とも入居しているという状況でございます。

以上です。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 12ページ、款2総務費、項1総務管理費の目4地方振興費で、右側の説明欄では(1)の生活交通路線維持対策事業、十勝バス広尾線に対する補助ですけれども、毎年出ていることで、年度当初から、今年度の当初予算ですと1,363万9,000円が計上されて、ここで補正予算でまた追加というのは何らかの必要があったと思いますが、その辺の事情についてご説明いただければと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 生活交通路線維持費補助金につきましては、地域生活交通の維持確保を



目的に広尾線を運行するバス事業者に対しまして本村を含む沿線の6市町村で運行経費の一部を補助しているところになってございます。補助の内容につきましては、広尾線の運行費用からバス事業者が受ける国庫補助金を除いた額を自治体間で覚書を締結してございまして、その負担割合、これは、走行距離を地域内の距離数に案分をして補助しているところになってございまして、本村の負担割合は15.8%となっております。こちらにつきましては、毎年の補助の額につきましては、毎年11月に開かれております、十勝地域生活交通確保対策協議会の第3分科会におきまして、バス事業者から当該年度の実績見込みと翌年度の見込みは示されますので、その額に応じて予算措置を行ってございます。会議の開催時期によりまして、12月議会の補正予算編成に間に合わない場合は、毎年3月の議会で補正予算を提出させていただいているところになってございます。今回につきましては、既に12月補正の予算編成前に会議がございましたので、その実績に応じて追加をしたところになってございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 17ページ、項3目1の説明欄の(2)、敬老事業経費なのですが、報償費で年金・祝金ということで、こちらの項目は、もうある程度の人数はきちんと把握して予算化されていたと思うのですが、今回、こういう形で減額補正になっております。何か特別な理由があるのか、その辺ちょっと改めて補足説明願いたいと思います。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 敬老祝金につきましては、喜寿、米寿、白寿の方に支給しているものです。当初の見込みが75名ということで予算計上しております。その後、実際に支給の時期に当たっては68名ということで、7名の減となっております。途中、その間お亡くなりになった方ですとか転出された方だとかが7名いらっしゃいましたので、その分を減額今回しております。

以上です。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 15ページ、款3民生費、目2福祉の里総合センター費の説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費の中の委託料、その他業務委託料ということで、先ほど、副村長から公衆無線LANの云々なんていう話があったのですが、恐らくこれ福祉の里総合センターのロビーの公衆無線LANの設置のことかなと思うのですが、どのぐらいの範囲を網羅しているのかということもちょっと補足で説明いただきたい。あのロビーだけなのか、そのほかの会議室もなのか、または、よく公衆でと言われたら増進室ですか、あの辺も利用価値は高いかなと思うのですが、どの辺まで網羅されていて今後どのようにするのかということも、もしかあるのであれば、補足で説明いただければと思います。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の補正は、管理備品の購入費の部分なのですが、あそこの施設の無線LANがもともとあった分が故障があったものですから、その備品の修繕ということで、今回その範囲ということなのですが、福祉の里総合センターの事務所ですとか、増進室ですとか、温泉のほうのロビーですとか、集会室等がそれぞれ公衆無線LANというようなことで使用されておりますので、そこについては、引き続き利用者が利用できるような状況にはなっているかと思えます。

以上です。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 21ページ、目4畜産業費、説明欄(1)の村営牧場維持管理経費の部分ですが、報酬が結構かなり減額されているということで、非常に今も人員確保には大変ご苦労されていると思うのですが、この減額については、その人員がなかなか確保できなかったということでの減額なのか、その辺についてちょっと補足説明願いたいのと、併せてもし、そういう理由での減額であれば来年度以降どのような対策で人員確保に努めていくのか、その辺の部分について補足説明願いたいと思います。

○議長 長 荻原さん、ただいまの質問で3回目です。

高橋産業課長。

○産業課長 村営牧場の維持管理経費の報酬の関係でございますが、こちらのほうの減額につきましては人員がそろわなかったとか、そういうことではなくて、基本的に月額のパートタイム職員が管理に中心になって当たっているわけなのですが、そちらのほうのシフトを組んだ際の不足分であったり、有給休暇、あと、忌引休暇の取得時に勤務いただく日額パートタイム職員の報酬を見込んでいますところがございます。こちらのほうの対応に要しなかった部分の報酬を、今回、減額しているというふうな形でございますので、管理人というか、職員についてのそういう不足というか、そういったことはなかったというふうな状況でございます。

以上です。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 今と同じところですが、村営牧場維持管理経費ですが、今年は、当初予算から見ますと、当初予算では入牧頭数がそのときご説明いただいた内容では令和5年度の126頭から191頭に増える予定であるということでもかなり増えた予算が計上されて、さらに、6月の補正予算で、やはり、入牧頭数が増加して肥料代などもかかるということで増額修正がなされたところで、今回、一転して減額修正ということで、6月時点で予定しなかったようなことが起こったのではないかと。ここで人件費だけでなく需用費のほうも200万円以上減額されているので、今年の経過について教えていただければと思います。あわせて、もし来年度の予算編成においての入牧頭数の見込みがある程度固まっていればお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 同じく、村営牧場の維持管理経費の関係でございますが、需用費のほうの減額、おっしゃるとおり、大変大きな金額になっているところでございます。今、言われたとおり、5月に入牧を行い、実際に牧場に入れたところ、入牧頭数の若干の増に併せて、肥料散布が必要な牧区が生じて、追加補正をさせていただいたというふうなところでございます。この時点では1回目の肥料散布、4月下旬に行うのですが、こちらのほうの数量のみ増えたという部分の実績の変更で、2回目の追肥の部分、8月の中旬ぐらいに行いますが、こちらは当初予算のままとしていたところでございます。2回目の散布に当たり、今、議員もおっしゃられたように2回目の散布、8月中旬なのですが、7月ぐらいに、畜主さんのご都合でまとまった牛の退牧があったり、また、それまでの実績を見ていたところ入牧率の減少が見られて、また、牧草の生育状況も鑑みたところ、散布牧区の精査を行ったところ、大幅な散布牧区の減少となり、今回、減額補正をするものでございます。こういうふうな、今年、状況でして、今回、こちらのほうを実績として減額させていただいているところでございます。以上でございます。

それと、新年度の予定頭数というところですが、今のところ本当に予定ということになりますけれども、本年度よりはまた少し増えるのかなというふうなところで押さえているところでございます。

以上でございます。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第58号

○議長 日程第14、議案第58号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第58号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,996万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億320万5,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思っております。款6項1目1基金積立金は、4万6,000円を追加し、補正後の額を7万7,000円とするものであります。定期預金積替えによる増額であります。

款7諸支出金、項3目1過年度過誤納還付金は、1万円を追加し、補正後の予算額を49万5,000円とするものであります。前年度補助金の精算に伴う返還金であります。

次に、歳入にまいります。7ページをお開きください。款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、4万6,000円を追加し、補正後の予算額を7万7,000円とするもので、定期預金積替えによる増額であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、102万7,000円を減額し、補正後の額を2,771万円とするものであります。保険基盤安定繰入金の減額であります。

項2目1基金繰入金は、97万2,000円を追加し、補正後の額を4,209万円とするものであります。保険基盤安定繰入金の減額等により増額するものであります。

続きまして、8ページをお開きください。款7諸収入、項2雑入、目2保険給付費等交付金は、6万5,000円を追加し、補正後の額を6万6,000円とするものであります。前年度保険給付費等交付金実績に基づく追加交付であります。

続きまして、診療施設勘定にまいります。まず最初に、歳出からご説明申し上げます。13ページをお開きください。款1総務費は、2万8,000円を増額し、補正後の予算額を3億3,665万3,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)、総務一般事務経費は、訪問診療に使用する資格確認端末の通信使用料及び導入を予定している電子処方箋システムのサポート費用の増額であります。

款2医業費は、136万4,000円を追加し、補正後の予算額を4,640万9,000円とするものであります。

項1医業費、目5医療用機械器具費、説明欄(1)、医療機器等整備事業は、既存のシス

テムに生活保護などの医療扶助の情報をマイナ保険証で確認できる機能を追加する設定手数料及び患者の薬剤情報のやり取りをオンラインで電子的に取り扱う電子処方箋システムの導入費用、小型尿分析器の故障による購入費用、訪問診療に使用する資格確認端末の購入費用を増額するものであります。

項2 給食費、目1 給食費は、説明欄(1)、給食事業費は、診療報酬の改定及び入院患者の食数増により給食業務委託料を増額するものであります。すみませんでした。14ページにまいっております。

款3 公債費は、92万7,000円を減額し、補正後の予算額を1,984万3,000円とするものであります。

項1 公債費、目1 元金、説明欄(1)、長期償還元金は、令和5年分の過疎対策事業債借入額の減などにより減額するものであります。

目2 利子、説明欄(1)、長期償還利子は、利率上昇による増額であります。

次に、歳入の説明にまいります。12ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3 国庫支出金は、7万円を増額し、補正後の予算額を871万7,000円とするものであります。

項1 国庫補助金、目4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金、説明欄にまいりまして、マイナ保険証利用促進助成金は、マイナ保険証の利用率に応じて社会保険診療報酬支払基金から助成されるものであります。

款5 繰入金は、39万5,000円を増額し、補正後の予算額1億6,997万4,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、公債費分は歳出においてご説明申し上げました、長期償還元金の減額、長期償還利子の増額に伴い減額するものであります。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つようそれぞれ額を調整しているものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 12ページ、款3 国庫支出金の目4 社会保障・税番号制度システム整備費助成金ということで、先ほど村長の説明の中でマイナ保険証の利用率によって交付される助成金ということで聞きましたけれども、実際、この利用率は、今、何%あってこの金額になったのでしょうか。補足説明お願いいたします。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 マイナ保険証の利用率は、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会で管理する医療機関等向け総合ポータルサイトで公表されています。最新の数値は令和6年9月利用分で、1月当たり利用件数が159件、利用者数が125人、利用率は15%とな

っています。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 こういう交付金が、今後、続くのであれば、診療所としても、このマイナ保険証をいろんな面でリンクさせて、今後、リンクしていくわけですから、ここの推進を促したほうがいいと思うのですが、その辺の考えをお聞かせください。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 今回のこの交付金が、今後、継続されるかどうかというのは、まだ、確定はしておりませんが、今後、太田議員さんのおっしゃるとおりいろいろな面でマイナ保険証の機能拡充といいますか、そういった部分で利用されることがございますので、今後も窓口等で受付する際には、マイナ保険証の利用を勧奨するような形で利用率を高めるような取組をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第59号

○議 長 日程第15、議案第59号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ437万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,355万3,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款2項1目1後

期高齢者医療広域連合納付金は、437万円を減額し、補正後の額を6,218万6,000円とするものであります。保険料の減、基盤安定負担金の減、事務費負担金の減及び前年度繰越金の増によるものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料は、308万2,000円を減額し、補正後の額を4,784万9,000円とするものであります。

目1特別徴収保険料は192万円の減、目2普通徴収保険料は116万2,000円の減となるものであります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、173万円を減額し、補正後の額を1,500万8,000円とするものであります。説明欄にまいります、保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定数値により155万1,000円の減、事務費対象分も同じく確定数値により17万9,000円を減額するものであります。

款3項1目1繰越金は、前年度繰越金の確定によりまして44万2,000円を追加し、補正後の額を44万3,000円とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第59号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第60号

○議 長 日程第16、議案第60号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,896万5,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、4万6,000円を追加し、補正後の額を85万8,000円とするものであります。認定調査件数の増によるものであります。

款2保険給付費、項1目1介護サービス等諸費は、1,260万円を追加し、補正後の額を3億1,943万3,000円とするものであります。給付見込額による補正であります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、99万円を減額し、補正後の予算額を1,401万8,000円とするものであります。これも給付見込額による補正であります。

続きまして、8ページをお開きください。項4目1高額医療合算介護サービス費は、財源の振替であります。

款3地域支援事業費も、それぞれ財源振替となります。

続きまして、9ページをお開きください。款4基金積立金は、1万2,000円を追加し、補正後の額を70万7,000円とするものであります。定期預金積替えによる増額であります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、185万3,000円を追加し、補正後の額を6,826万5,000円とするものであります。介護給付費の増額によるものであります。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、58万1,000円を追加し、補正後の額を1,808万円とするものであります。介護給付費の増額によるものであります。

目4保険者機能強化推進交付金は、13万2,000円を追加し、補正後の額を67万2,000円とするものであります。交付金の増額によるものであります。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、64万5,000円を追加し、補正後の額を131万7,000円とするものであります。これも、交付金の増額によるものであります。

款4項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、313万4,000円を追加し、補正後の額を9,762万9,000円とするものであります。交付金の増額によるものであります。

款5道支出金、6ページをお開きください。項1道負担金、目1介護給付費負担金は、191万9,000円を追加し、補正後の額を4,948万9,000円とするものであります。介護給付費の増額によるものであります。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、1万2,000円を追加し、補正後の額を2万1,000円とするもので、定期預金積替えによる増額であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、145万1,000円を追加し、補正後の額を4,520万1,000円とするものであります。介護給付費の増額によるものであります。

目5その他一般会計繰入金は、4万6,000円を追加し、補正後の額を855万2,000円とするもので、歳出、款1総務費、認定調査費の増による増額であります。



項2目1基金繰入金は、189万5,000円を追加し、補正後の額を1,697万4,000円とするもので、介護給付費増額による増額であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第61号

○議 長 日程第17、議案第61号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出を定めております。

それでは、1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業収益は、14万8,000円を減額し、補正後の額を1億4,016万7,000円とするものであります。

項2営業外収益、目2負担金は、企業債の利息額が確定したことにより一般会計負担金を減額するものであります。

続きまして、支出についてであります。款1簡易水道事業費用は、27万円を減額し、補正後の額を1億6,526万4,000円とするものであります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、利息額の確定により減額するものであります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいというふうに思います。資本的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業資本的収入は、24万6,000円を減額し、補正後の額を1億6,654万9,000円とするものであります。

項2負担金、目2一般会計負担金は、企業債の償還額確定により減額するものであります。

続きまして、支出であります。款1簡易水道事業資本的支出は、44万6,000円を減額し、補正後の額を1億6,874万4,000円とするものであります。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、償還額の確定により減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第62号

○議 長 日程第18、議案第62号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出を定めております。

1ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1下水道等事業収益は、31万4,000円を減額し、補正後の額を1億6,991万6,000円とするものであります。

項1 営業収益、目2 一般会計負担金は、企業債の利息額等が確定したことにより減額するものであります。

続きまして、支出についてです。款1 下水道等事業費用は、11万円を減額し、補正後の額を2億1,076万2,000円とするものであります。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は、利息額の確定により減額するものであります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいというふうに思います。資本的収入及び支出の支出であります。款1 下水道等事業資本的支出は、33万8,000円を減額し、補正後の額を1億2,589万5,000円とするものであります。

項2 企業債償還金、目1 企業債償還金は、償還額の確定により減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 発議第2号

○議 長 日程第19、発議第2号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、太田さん。

○1番太田議員 それでは、発議第2号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明をいたします。

内容に入ります前に、若干、経過を説明いたします。議員報酬は、地方自治法第203条の規定に基づき、一定の役務の対価として与えられる給付であるとされており、本村においては更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例により、議員報酬、期末手当等の

額並びに支給方法が定められています。しかしながら、議員が自己都合や疾病等の理由により村議会の本会議や委員会等の公務を長期にわたり欠席した場合に報酬を減額する規定はこれまでの条例にはありませんでした。こうしたことから、昨年度から議員間において協議を重ねまして、議員の責務及び村民の皆様に対してのご理解と信頼確保を図るため、議会等を欠席した場合の期間に応じた議員報酬及び期末手当を減額するよう条例を改正するものであります。

それでは、条例本文の説明をいたします。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由といたしまして、議員が議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給について、議員の職責に鑑み、その在り方を明確にする必要があることから、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、議員が自己都合、疾病等その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修会等を引き続いて長期間欠席したときの議員報酬について、議会等に出席できない期間に応じた減額することや減額の期間、減額の対象外とする事由など、必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお開きください。条例の新旧対照表でございます。第2条第2項につきましては、議員報酬の額について、就職した月にあつては日割り計算によることを、任期満了、辞職、あるいは、死亡など、職を離れた月にあつては日割り計算によらずに全額を支給することを定めるものですが、減額規定を定めた後、規定により減額されている方がそのまま不幸にもお亡くなりになった場合に、亡くなった月のみ減額前の報酬が全額支払われることがないように、現行3行目の下線部、当月分「の全額」を改正後、当月分「までの議員報酬」に改めるものでございます。

続いて、第3条の次に第4条を加えまして、議員報酬の減額について必要な事項を規定するものでございます。

第1項では、欠席の対象となる公務の範囲を定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修等（以下「議会等」という。）とし、議会等に出席がない期間が180日以上360日未満の場合は減額割合を100分の25に、365日以上の場合は減額割合を100分の50にそれぞれ定めるものであります。

次に、第2項では、減額を開始する時期と終了する時期について、議会等に出席できない期間が180日又は365日を経過する日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、議会等に出席ができることになった場合においては、その日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了することを定めるものであります。

第3項では、例外規定として、議会等に出席できない事由が北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害及びその他議長が特に認めた場合については、第1項及び

第2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額を支給することを定めるものであります。

なお、期末手当につきましては、現行条例第5条で基準日、現在において受けるべき議員報酬の月額に支給率を乗じることが規定されていることから、第4条第1項の減額割合に応じて減額されることとなります。

次のページをお開きください。第5条以降は、第4条の追加に伴う条番号の繰下げでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するよう規定するものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから発議第2号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月12日から12月15日の4日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、12月12日から12月15日までの4日間は休会することに決定しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時04分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年12月11日

更別村議会議長

同 議員

同 議員